

# 第3回 博多と福岡を結ぶ 国体道路の空間利活用検討会

## 春吉橋賑わい空間のあり方検討

～目次～

- 1 . 前回会議の意見と対応方針
- 2 . 検討の背景・目的
- 3 . 令和元年度の試行イベントの結果報告(第2回検討会)
- 4 . 春吉橋賑わい空間の方向性(第2回検討会)
- 5 . 検討の方針
- 6 . コロナ禍を踏まえた事業対象地周辺のまちづくり団体等の主な意見
- 7 . サウンディング型市場調査(調査概要等)
- 8 . サウンディング型市場調査結果(意見・提案の概要)
- 9 . 調査結果を踏まえた賑わい空間の方向性(案)
10. 事業スケジュール(案)
11. 今後の賑わい空間のあり方検討方針(案)

令和3年 6月

# 1. 前回会議の意見と対応方針

## ■令和2年6月24日 第2回会議における主な意見

委員の意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間サウンディング（案）について、調査内容が幅広い。広告、賃貸など、利用の方向性が分かるような質問があるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用の方向性を確認する設問をヒアリング事項に追加した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わい空間全体ではなく、一部利用の可能性を確認する質問があるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賑わい空間の一部利用を確認する設問をヒアリング事項に追加した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・占用料／使用料に関する質問がないが、その理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路・公園それぞれの場合の想定占用料／使用料は提示できるため、サウンディングの参考資料として公表した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・どの程度の費用負担があれば事業の可能性を確認する質問があるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定事業収支を確認する設問をヒアリング事項に追加した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍を踏まえ、賑わいについて人々の意識や行動・価値観も含めて変わってくる。まちの意思として、どのようなエリアにしていくのかという点が大事である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ禍での賑わいに対する意識の変容を確認するため、周辺まちづくり団体にヒアリングを実施した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わい空間は、民間事業者が管理するような形態となるのか、もしくは、イベント等を実施する都度毎に、国又は市が許可を出す形態となるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現時点では確定していないため、民間サウンディングでの意見を踏まえ、引き続き検討していく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋台との共存共栄を心配する声がある。賑わい空間でどのようなイベントを想定しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間サウンディングでの意見を踏まえ、周辺地域の飲食施設等との共存共栄について、引き続き検討していく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度提言書での5つのテーマ（マグネット、バザール、フォトジェニック、ソウルフル、エンターテイメント）は、使用し続けるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5つのキーワードを日本語化。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤坂に「けやき通り」という愛称がある。愛称をもってエリアが語られることが大事と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブランド化という意味と認識する。ご意見を踏まえ、引き続き検討していく。</li> </ul>

## 2. 検討の背景・目的

### 1. 背景

- 春吉橋は、架橋後50年余りが経過しており、下部工が著しく損傷し、感潮区域（河口から約1.5km）にあるため、塩害も進行、基礎が木杭であるため、地震に対する十分な耐力が期待できない、橋脚の間隔が短く、川幅も狭くなっているため、治水上のネックとなっているなどの問題を抱えている
- これらの課題を解消するため、春吉橋架替事業が平成25年度より着手された
- 架替に伴って設置される迂回路橋を架橋後も存置し、「福岡の顔」となる賑わい空間として活用

### 2. 目的

- 「春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会提言」に基づき、**博多と福岡を結ぶクロスポイントとなる春吉橋賑わい空間のあり方について検討すること**を目的とする。

### 3. 検討範囲

検討範囲：春吉橋及び橋詰部分（延長約90m、幅約20m）



## 2. 検討の背景・目的



【参考】現在の春吉橋(令和3年4月末時点)

# 3. 令和元年度実施の試行イベントの結果報告(第2回検討会)

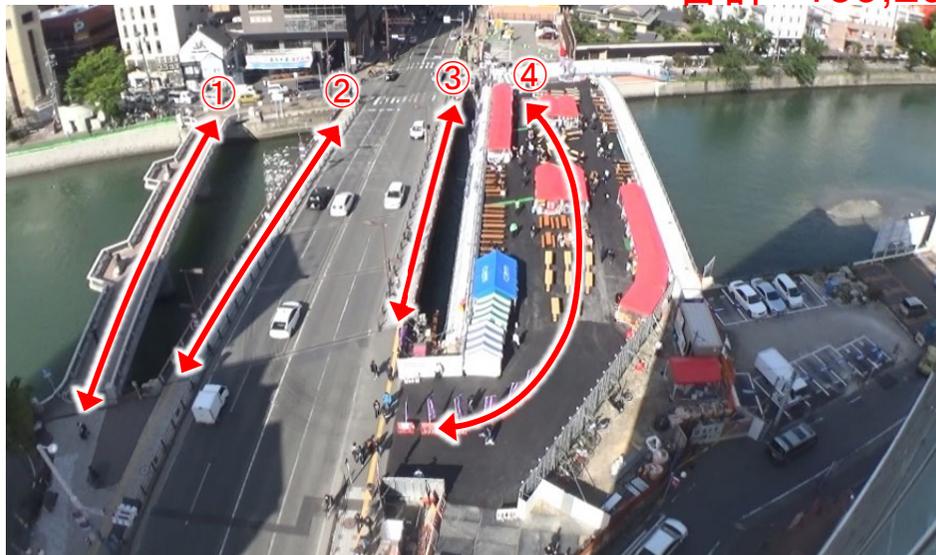
## 令和元年度試行イベントの結果

- 来場者数は約14万人(のべ入場者数)を記録し、春吉橋の持つポテンシャルの高さを再確認。
- 国道202号の歩行者のうち、(約35%)3人に1人がイベントに立ち寄る結果となった。
- 来場者のピークは20時頃となり、試行イベント実施期間中を通じ、夜の利用者が多かった。

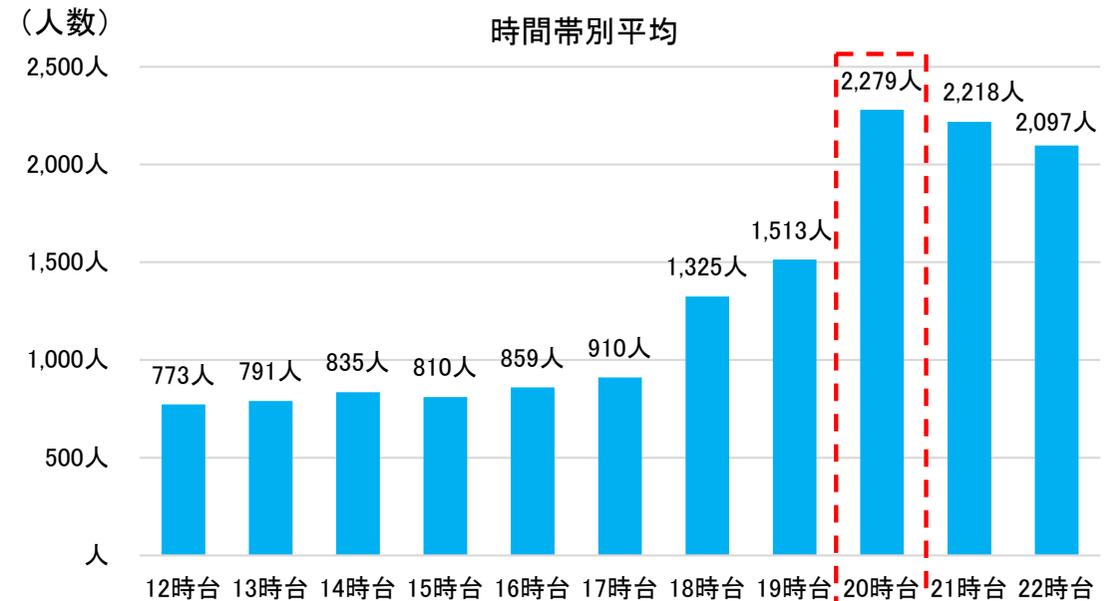
	成人		未成年		合計
	男	女	男	女	
4月26日	4,008人	2,046人	204人	162人	6,420人
4月27日	5,574人	4,146人	468人	504人	10,692人
4月28日	6,510人	5,208人	708人	720人	13,146人
4月29日	雨天中止				
4月30日	4,374人	3,822人	546人	336人	9,078人
5月1日	12,486人	8,862人	624人	738人	22,710人
5月2日	9,936人	6,966人	756人	636人	18,294人
5月3日	11,466人	8,919人	921人	1,188人	22,494人
5月4日	9,156人	7,302人	702人	858人	18,018人
5月5日	5,718人	4,470人	564人	480人	11,232人
5月6日	3,780人	2,850人	282人	300人	7,212人

※開催時間は12:00~23:00、4月26日及び30日は15:00~23:00

合計 139,296人



立ち寄り率 = ④イベント来場者 / (①+②+③+④) → 約35%



# 4. 春吉橋賑わい空間の方向性(第2回検討会)

## H27提言書における5つのテーマ

マグネット

バザール

フォトジェニック

ソウルフル

エンターテイメント

### 5つのテーマを基にした望ましいと思われる空間（WEBアンケート、まちづくり団体）

昼の場合					夜の場合				
マグネット	バザール	フォトジェニック	ソウルフル	エンターテイメント	マグネット	バザール	フォトジェニック	ソウルフル	エンターテイメント
1位	4位	2位	5位	3位	2位	5位	1位	4位	3位
1位	5位	2位	4位	3位	1位	4位	1位	4位	3位
					WEBアンケート				
					まちづくり団体				

### 調査結果をもとに、昼と夜を特徴づけるイメージを整理

	昼の場合	夜の場合
方向性	博多～中洲～天神エリアの回遊拠点 【マグネット】【フォトジェニック】【エンターテイメント】	中洲の雰囲気と調和した賑わいの発信源 【マグネット】【フォトジェニック】【エンターテイメント】
イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>街歩きを誘発する磁場として、人々が集い、憩い、交わる空間</li> <li>水辺景観と福岡の景色を楽しむ空間</li> <li>賑わいを生み出す核となる、多様なイベントが開催される空間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々が夜景を楽しみ、集い、憩い、交わる空間</li> <li>景観を楽しむと共に、橋そのものが中洲の代表景を引き立てる空間</li> <li>賑わいを生み出す核となる、多様なイベントが開催される空間</li> </ul>

### 各団体からの主な意見

	昼の場合	夜の場合
使われ方や機能など	<ul style="list-style-type: none"> <li>憩う場所としてベンチや屋根、花壇</li> <li>橋自体が写真映えするインパクトのあるスポット</li> <li>観光客用のバス停カット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバウンドに対応したもの</li> <li>ライトアップやプロジェクトマッピング</li> <li>タクシー乗り場</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の行事や祭り、まちづくり団体等の主催イベントの開催、サイン等による観光案内機能（昼夜共通）</li> <li>ゴミや不適切利用などのマナーの問題、警備の問題、バリアフリー対応や多言語対応、屋台との共存共栄など</li> </ul>	

# 4. 春吉橋賑わい空間の方向性(第2回検討会)

## 昼の場合

### 博多～中洲～天神エリアの回遊拠点

**昼：**街歩きを誘発する磁場として、人々が集い、憩い、交わる空間

- 街なかで憩い、安らげる休憩機能（ベンチ等）



出典：事務局撮影

マグネット

**マグネットのイメージ【ニューヨーク：ハイライン】**

- かつての高架貨物鉄道の廃線跡地を空中公園（全長約2km）として整備
- ハイラインにはベンチ、展望スペースなどが設置されており、憩いの場となっている
- ハイラインが呼び水となって周辺の再開発を誘発し、不動産価値の向上にも寄与している

**昼：**水辺景観と福岡の景色を楽しむ空間

- 那珂川の水面と川沿いの自然や風景を眺められる視点場としての機能



**フォトジェニックのイメージ【大阪市：北浜テラス】**

- 川床が常設され、土佐堀川とその対岸の景色を楽しむテラスを活用したカフェや店舗などが充実したエリア

出典：国土交通省「河川空間のオープン化活用事例集」（令和元年8月）

フォトジェニック

## 夜の場合

### 中洲の雰囲気と調和した賑わいの発信源

**夜：**人々が夜景を楽しみ、集い、憩い、交わる空間

- 夜間景観を楽しめる場所への休憩機能（ベンチ等）
- 夜間景観を楽しみながら飲食のできる空間



写真提供：福岡市 出典：まると福岡・博多  
(<https://showcase.city.fukuoka.lg.jp/>)

出典：事務局撮影

**マグネットのイメージ【博多駅前広場】**

- 博多駅前広場では、観光PRイベントに加え、学校や地域などの演奏会・発表会、イベント等が昼夜問わず開催されている
- 休憩機能（ベンチ等）、飲食のできる空間があり、観光客も含め多くの人で賑わっている

**夜：**景観を楽しむとともに、橋そのものが中洲の代表景を引き立てる空間

- 中洲のネオン風景を眺められる視点場としての機能
- あわせて春吉橋及び賑わい空間そのものが景観を引き立てるよう、デザインやライトアップ等で空間を演出



整備前

©NYDOT  
資料提供：GehlArchitect

**フォトジェニックのイメージ**

**【ニューヨーク：タイムズスクエア】**

- 「世界の交差点」とも呼ばれる、ニューヨークの代表景の一つ
- 周囲の広告（ネオン）そのものが景観を構成する要素となっている
- 広場中央には階段席が備えられ、撮影スポットとしても機能している



整備後

※昼と夜でテーマを区切るものではなく、各テーマを特に際立たせるイメージとして、昼・夜それぞれの場合で記載するものです。各テーマは昼・夜関係なく、相互に連携しあう賑わい空間を想定します。また、各テーマのイメージは、あくまでイメージであり、活用を固定するものではありません。

# 4. 春吉橋賑わい空間の方向性(第2回検討会)

## 昼の場合

博多～中洲～天神エリアの回遊拠点

## 夜の場合

中洲の雰囲気と調和した賑わいの発信源

**昼・夜**：賑わいを生み出す核となる、多様なイベントが開催される空間

- ・ 中洲や屋台といった地域性を活かしたイベントの開催
- ・ 夜は来訪者のナイトライフを充実させ、地域経済のさらなる活性化にも寄与

エンターテイメント



写真提供：We Love天神協議会



写真提供：福岡市



写真提供：福岡市

エンターテイメントのイメージ  
【福岡市役所西側ふれあい広場】

- ・ 野外ステージ屋根、移動式ステージを備えた人工芝の広場であり、様々なイベントが開催される
- ・ 福岡市が利用しない期間は、民間事業者が広場でイベントを開催することができ、民間事業者（We Love天神共同企業体）が運営を実施

**昼・夜**：人間くささや界隈性にあふれる中洲や春吉の街への入り口として機能する空間

- ・ バス乗降所等の交通結節機能
- ・ 来訪者の回遊を支援する観光案内機能

ソウルフル



ソウルフルのイメージ  
【出島表門橋公園観光バス乗降場】

- ・ 国指定史跡の出島に新たに架橋された歩道橋（出島表門橋）に合わせて、出島対岸の水辺沿いの公園として2017年11月に整備された
- ・ 公園には屋根付きスペースや休憩ベンチ等設置され、観光バスの乗降スペースを整備し、イベントも開催されている

出典：事務局撮影



バザール



バザールのイメージ  
【バンコク：ナイトバザール】

- ・ タイでは夜になると大通りを中心に屋台が並んで出店するバザールが出現し、飲食やショッピングを楽しむことができる

※昼と夜でテーマを区切るものではなく、各テーマを特に際立たせるイメージとして、昼・夜それぞれの場合で記載するものです。各テーマは昼・夜関係なく、相互に連携しあう賑わい空間を想定します。また、各テーマのイメージは、あくまでイメージであり、活用を固定するものではありません。

## 5. 検討の方針

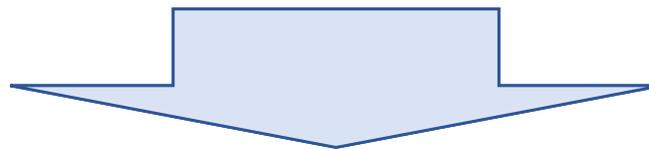
- 過年度整理した方向性を踏まえ、今後の賑わい空間の導入機能・事業内容等を検討・整理するため、各種ヒアリングを実施
- 各種ヒアリングは、新型コロナウイルス感染症の流行により、賑わい空間に対する意識・行動の変容にも着目して実施

### 事業対象地周辺の まちづくり団体等

- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、集客イベントや春吉橋賑わい空間に対するイメージ、考え方などについて、事業対象地周辺のまちづくり団体等にヒアリング

### 民間事業者等

- 賑わい空間活用のアイデア(新型コロナを踏まえた「ニューノーマル」なアイデアを含む)等について、民間事業者・団体等から広く意見・提案を募る、公募形式の「サウンディング型市場調査」を実施



**地域と共存・共栄し、持続可能性のある賑わい空間を、  
民間ノウハウ等を活用して実現するための、空間のあり方検討に反映**

## 6. コロナ禍を踏まえた事業対象地周辺のまちづくり団体等の主な意見

- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、集客イベントや春吉橋賑わい空間に対するイメージ、考え方などについて、まちづくり団体（中洲町連合会、春吉校区自治協議会、冷泉自治協議会、We Love 天神協議会、博多まちづくり推進協議会）へヒアリングを実施。
- 実施時期：令和2年10月13日（火）、15日（木）

内容	意見
①令和2年度のイベント等の開催状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的にはイベントは全て中止</li> <li>● 音楽イベントをオンラインで実施するなど、一部イベントは実施方法を工夫して実施</li> </ul>
②イベント等の今後の開催見込み（想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模縮小や感染対策を実施するなどして開催予定</li> </ul>
③コロナ禍を踏まえ、「賑わい」「集まり」に対する考え方の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的には変化あり</li> </ul>
④コロナ禍を踏まえ、今後のイベント等の賑わいについて期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域に賑わいが欲しいが、集まれる空地が無い</li> <li>● 感染対策は必要</li> <li>● 集客は欲しいが、コロナの発生源にはしたくない</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>日常的に市民が活用できる恒常的な公共空間</u>の使い方</li> <li>● イベントによる賑わいと柔軟性のある感染対策の両立</li> </ul>
⑤コロナ禍を踏まえ、春吉橋賑わい空間に対するイメージや価値観の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>変化なし</u></li> </ul>
⑥春吉橋賑わい空間に期待すること（求められるもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新しい生活様式に対応したイベント実施のルールの策定</li> <li>● <u>周辺の飲食店との共存共栄</u></li> <li>● 中洲に空地が無いので何かできるスペースが出来るとうありがたい</li> <li>● 昼間に人が集まる空間になると良い（インバウンドを含めて）そのまま夜まで周辺で1日楽しんで滞在してほしい</li> <li>● 感染防止対策は必要</li> <li>● 橋詰にトイレがあった方が良い</li> <li>● 流動性のある空間とし、イベント時も人通りを良くする</li> <li>● キャナルシティ⇔春吉橋の動線を活かす</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 費用をかけず、協賛企業とも長く付き合ってもらえる、持続性のある空間</li> <li>● 春吉地区と天神の連携イベント</li> <li>● 座れる場所があると良い</li> <li>● 清流公園は暗い雰囲気のため、違う雰囲気の空間としてほしい</li> <li>● 清潔感のある空間</li> <li>● 飲食イベントのみの方向性だけではなく、エンターテイメント・ライブ系の方向性も取り入れたほうがよい</li> </ul>
⑦新型コロナウイルス感染症終息後の春吉橋賑わい空間について、期待すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インバウンド・県外客を惹きつけ、人を寄せるイベント（飲食系）</li> </ul>

## 7. サウンディング型市場調査(調査概要)

概要	内容	
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>春吉橋賑わい空間に関する導入機能・活用方法に関する意見・アイデアや、管理可能な範囲、参加意向等の把握を目的として、民間事業者・団体等を対象とした公募型サウンディング調査を実施。</li> </ul>	
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業に関心のある民間事業者、団体、大学含む研究機関等が対象。</li> <li>意見・提案は、一者単体又は複数者から構成されるグループによる提出も可能。</li> <li>暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者は参加不可</li> </ul>	
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡国道事務所ホームページに関連資料を公表し、全国から広く意見・アイデアを募集。</li> <li>ホームページ公表にあわせて、業界紙・官民連携系の情報サイト等を活用して広く周知・広報を実施。</li> <li>個別対話はオンラインで実施。</li> </ul>	
調査スケジュール	実施要項等の公表	令和3年3月1日(月)
	実施要項等に対する質問の受付期間	令和3年3月1日(月)～3月12日(金) (必着)
	実施要項等に対する質問への回答	令和3年3月18日(木)までに随時公表
	意見・提案の受付期間	令和3年3月1日(月)～3月23日(火) (必着)
	意見・提案内容の確認(個別対話)	令和3年3月29日(月)～4月13日(火)の期間で随時実施
	実施結果の公表	令和3年6月以降

# 7. サウンディング型市場調査(調査方法)

## 【提案様式】意見・提案書

春吉橋賑わい空間活用方策に関する  
サウンディング型市場調査

様式2 意見・提案書

### 春吉橋賑わい空間活用方策に関するサウンディング型市場調査 意見・提案書

令和 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 宛

「春吉橋賑わい空間活用方策に関するサウンディング型市場調査」について、意見・提案書を提出します。

なお、応募資格にある暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者ではないことを誓約します。

法 人 名 等	
所 在 地	
代 表 社 名	
構成法人名 (グループの場合)	
担当者 ※	所 属
	役 職 名
	氏 名 (フリガナ)
	所 在 地
	電 話 番 号
	E-mail

※:グループで参加する場合、代表となる1名の担当者の所属、氏名、連絡先等を記入してください。

## 【事業概要書(案)】

春吉橋賑わい空間活用方策に関する  
サウンディング型市場調査

### 別紙3 事業概要書(案)

※本事業概要書(案)に記載の内容は、現時点での想定であり、今後変更となる可能性がある内容も含まれます。  
※意見・提案にあたっては、本事業概要書(案)のほか、別添「実施要項」記載の各種資料もあわせて参照してください。

## ■調査方法

- 福岡国道事務所ホームページに、事業概要書(案)ほか関連資料を公表のうえ、様式「意見・提案書」に沿って意見・提案を求めた。
- 様式記載の設問項目以外に、パース等の図面や模型の作成・提案も可能とした。
- 意見・提案書を提出した民間事業者等と、オンライン形式による対話を実施した。

## 7. サウンディング型市場調査(意見・提案を求めた内容)

設問	意見・提案を求めた内容
<b>設問 1</b> <b>提案コンセプトについて</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賑わい空間の方向性・テーマ毎のイメージを踏まえた提案コンセプト</li> </ul>
<b>設問 2</b> <b>賑わい空間の導入機能について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案コンセプトを踏まえ、賑わい空間に導入することが望ましいと考える、具体的な導入機能</li> </ul>
<b>設問 3</b> <b>事業対象範囲について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>春吉橋賑わい空間における事業対象範囲（空間の全部又は一部）</li> <li>上記範囲に加え、国体道路、清流公園も含めた提案も可能</li> </ul>
<b>設問 4</b> <b>実施可能な事業内容について</b> <small>※賑わい空間（橋梁及び橋詰）の照明（標準的な照明）、高欄の設置、舗装（標準的な舗装）は、管理者による整備を想定しています。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>計画・設計</b>（全体プランの計画、空間デザイン、工作物の設計など）</li> <li>② <b>整備</b>（工作物・施設の整備など）</li> <li>③ <b>維持管理</b>（工作物・施設の維持管理、管理範囲の補修・清掃・美観の維持など）</li> <li>④ <b>運営</b>（施設の運営、イベントの企画・実施(使用)、広報・情報発信、広告募集など）</li> <li>⑤ <b>運営事業者以外の空間使用</b>（イベント等の企画・実施など）</li> <li>⑥ <b>その他</b>（上記①～⑤以外で、事業者の提案による事業）</li> </ul>
<b>設問 5</b> <b>本事業への参加にあたっての体制について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業へ参加する場合に想定される実施体制について（一者単体又は複数者から構成されるグループでの参加等）</li> </ul>
<b>設問 6</b> <b>賑わい空間の位置づけについて</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重視する内容（事業期間、整備・イベント等の柔軟性など）</li> <li>事業実施にあたっての課題、懸念事項</li> <li>道路、都市公園以外で最適と考える空間の位置付け</li> </ul>
<b>設問 7</b> <b>関心度合について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点での、本事業への関心（参加意向）度合い</li> </ul>
<b>設問 8</b> <b>その他自由意見について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、本事業に関する提案・意見・要望等</li> </ul>

# 7. サウンディング型市場調査(意見・提案を求めた範囲)

## 春吉橋賑わい空間

- 対象地範囲は、下図に赤枠で示す春吉橋及び橋詰部分
- 延長約90m、幅約20m



### 賑わい空間の範囲 (現迂回路橋) 橋詰部分+橋梁部分【赤枠部分】

橋詰部分敷地面積：約400㎡  
橋梁部分敷地面積：約1,400㎡

※国道202号本線部分と賑わい空間部分は一連で繋がります。  
※賑わい空間の範囲については、今後変更となる可能性があります。

## 7. サウンディング型市場調査(意見・提案を求めた範囲)

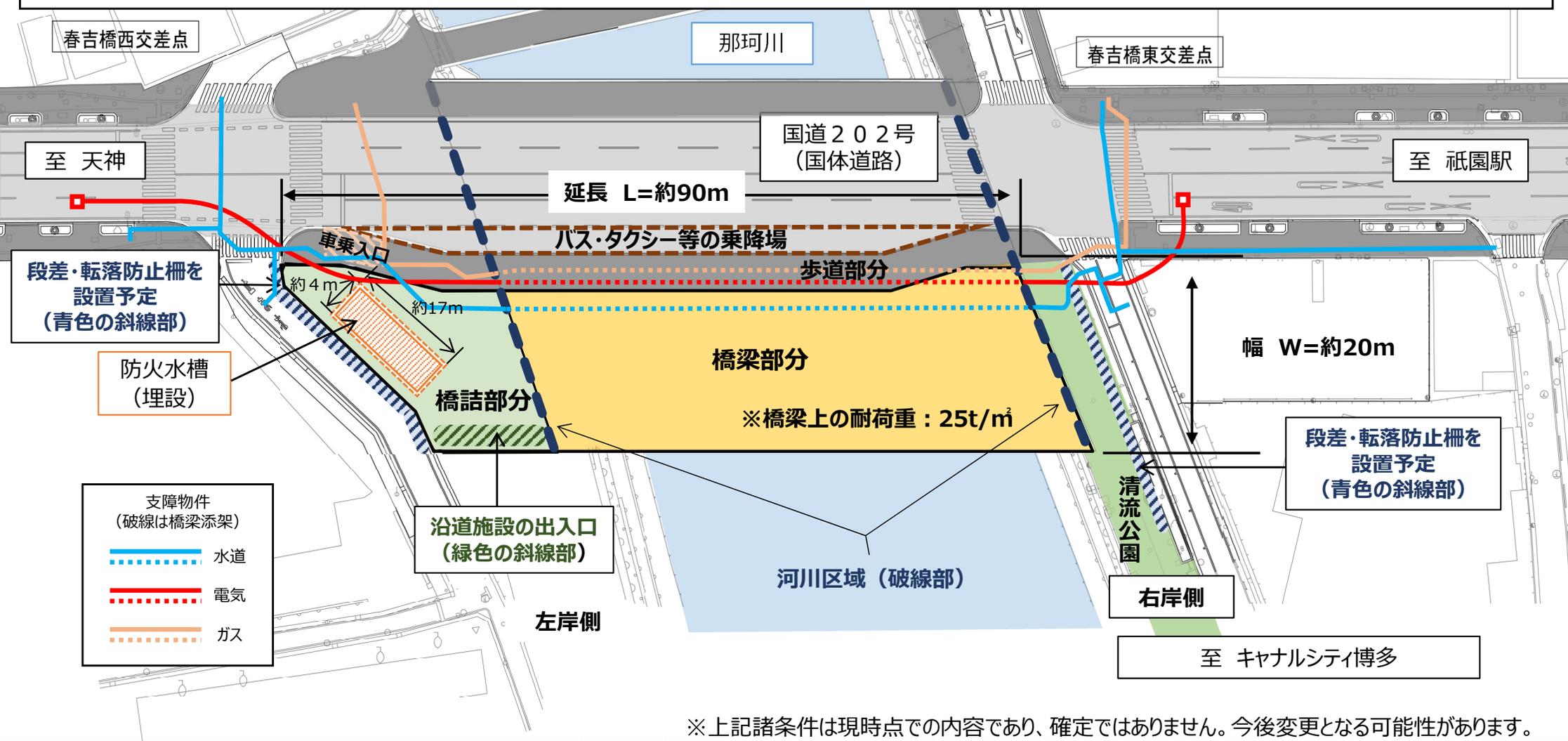
### 春吉橋賑わい空間に隣接する公共空間(国体道路、清流公園)

- 春吉橋賑わい空間に隣接する公共空間(国体道路、清流公園)との一体的な活用についても提案可能とした。



# 7. サウンディング型市場調査(賑わい空間活用上の制約条件)

- 河川区域である橋梁部分においては、橋の定期点検時に支障となることや、また河川の安全管理上の理由から、常設の施設等は原則として設置できない(ただし、点検時や安全管理上の支障とならず、法令等で設置が許可されるものは除く。)。イベントなどを実施する際に仮設物を設置する場合においては、仮設物の荷重が $25\text{t/m}^2$ より大きい施設は設置できない。
- 河川区域外である橋詰部分においては、防火水槽の直上、地中埋設管の直上及び沿道施設の出入口付近について常設の施設等は原則として設置できない。それら以外の橋詰部分においては、常設の施設等は法令等で設置が許可されるものに限られる。
- 橋詰部分及び清流公園において、市道との接続部に段差ができ、転落防止柵を設置する予定であることから、人の通行ができない。
- その他、賑わい空間(橋梁部分+橋詰部分)において、法令、条例等の範囲内での活用が可能であるが、河川管理に支障をきたさないこと、水質汚染をしないこと等、河川管理上のルールを順守する必要がある。



# 7. サウンディング型市場調査(想定する賑わい空間の位置づけ)

- 賑わい空間の区域指定について、「**道路(歩行者利便増進道路制度)**」や「**都市公園(設置管理許可や公募設置管理制度のほか、指定管理者制度)**」の適用を想定している点を踏まえ、望ましい空間の位置づけについても意見・提案を求めた。

位置づけ	道路	都市公園		
事業手法	道路法の歩行者利便増進道路制度	都市公園法の設置管理許可	都市公園法の公募設置管理制度(Park-PFI制度)	指定管理者制度
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路法の改正により、歩行者利便増進道路として指定した道路において、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とする制度</li> <li>占用者の幅広い公募が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2により、飲食・売店等の公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等(特定公園施設)の整備等を一体的に行う者を公募・選定する制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減等のみならず住民サービスの向上を目的として、法人その他の団体で、公共が指定する団体(指定管理者)に公の施設の管理を行わせる制度</li> </ul>
事業期間	最長20年(公募占用の場合)	最長10年	最長20年	原則5年(福岡市指定管理者ガイドラインより)
設置可能な物件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者利便増進施設等として、広告塔、看板、ベンチ、食事施設、購買施設、自転車駐車器具、イベントのために設けられるもの等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第2条に規定される公園施設(植栽等の修景施設、休憩所等の休養施設、売店・飲食店等の便益施設等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募対象公園施設：公園施設のうち、休養施設、便益施設等で、当該施設から生じる収益を特定公園施設の建設に充てることができるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政財産の目的外使用許可による自動販売機等</li> <li>指定管理者の業務としては、公の施設の管理運営や自主事業が基本となる</li> </ul>
事業実施の条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用区域内の点検、清掃等を的確に行うこと</li> <li>道路の交通等に支障を及ぼさないこと等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営利行為を伴う許可にあたっては、都市公園の本来の使命に影響を及ぼさないこと等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募対象公園施設から得られる収益を特定公園施設の建設に充てること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の設置目的を踏まえ、市民の正当かつ公平な利用を確保すること等</li> </ul>
その他の特徴・留意点など	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定道路内に定めた利便増進誘導区域では、道路占用許可が柔軟に認められる(無余地性の基準の除外)</li> <li>警察による道路使用許可は必要。ただし、同制度の活用により円滑化が期待される</li> <li>歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占用区域以外の清掃等の道路維持管理の協力を行う場合、占用料の額の90%減額が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常建蔽率 2%</li> <li>建蔽率の特例(休養施設等について、10%を参酌して条例で定める範囲を限度として上乗せ可能)</li> <li>なお、都市公園全体の管理を民間等に包括的に委任する場合は、指定管理者制度の適用が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常建蔽率 2%</li> <li>建蔽率の特例(休養施設等に加えて便益施設等について、10%を参酌して条例で定める範囲を限度として上乗せ可能)</li> <li>占用物件の特例(自転車駐車場、地域の催事に関する看板・広告等の設置可能)</li> <li>なお、都市公園全体の管理を民間等に包括的に委任する場合は、指定管理者制度の適用が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者の業務として、使用許可、使用料の徴収・減免、利用の制限等が可能(ただし使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等は指定管理者に行わせることはできない)</li> </ul>

## 8. サウンディング型市場調査結果(参加者)

- 調査の結果、全国から13社・団体から意見・提案があった。
- 事前に提出された「意見・提案書」の内容を踏まえ、各参加者とオンライン形式による対話を行った。

概要	内容
参加者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13社・団体</li> </ul>
参加者の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>• イベントの企画・運営者</li> <li>• 商業空間の企画・開発者</li> <li>• 都市空間の企画・開発者</li> <li>• キッチンカー等の移動コンテンツ管理者</li> <li>• 地域のまちづくり活動団体</li> <li>• 照明メーカー など</li> </ul>

※意見・提案者のアイデア等保護のため、参加者の名称、意見・提案の具体的な内容は原則として非公開とします。

## 8. サウンディング型市場調査結果(意見・提案の概要)

- 各設問に対する、意見・提案の概要を以下に示す。
- 提案コンセプトについては、福岡と博多を結ぶ中心地、コロナ禍を踏まえた柔軟性のある空間、等の提案があった。
- 賑わい空間の導入機能としては、キッチンカー、コンテナ店舗等など、仮設物の提案が多くみられた。

設問	主な意見・提案
<b>設問 1</b> <b>提案コンセプトについて</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々が集い、文化が交流する 福岡・博多の新しい中心地</li> <li>移動販売車による可変型商店街とニューノーマル屋台街</li> <li>九州の顔となり、春吉橋から九州の情報を発信</li> <li>人と街をつなぐパブリックサードプレイス</li> <li>柔軟性・冗長性を備えた空間</li> </ul>
<b>設問 2</b> <b>賑わい空間の導入機能について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設の飲食スペース＋橋上のオープンスペース</li> <li>キッチンカー、ブティック、アミューズメント等の様々な移動コンテンツ</li> <li>イベントゾーン、滞留ゾーンと、車道とのバッファゾーンを設置。可動式樹木ポッドやテーブル、ベンチ等の設置で多様な用途構成に対応</li> <li>イルミネーション、プロジェクションマッピング等のライティングイベント</li> <li>IP※との連携やストリートパフォーマンス等の参加・体験型イベント</li> <li>ベンチやパラソル、wi-fiを設置</li> <li>プロジェクターやパラソルポール等、多様なイベントに対応できる照明設備の設置</li> <li>シェアサイクルポートの設置</li> <li>公衆トイレ</li> </ul>

※ I P : Intellectual Property の略。キャラクターなどを含む知的財産。

## 8. サウンディング型市場調査結果(意見・提案の概要)

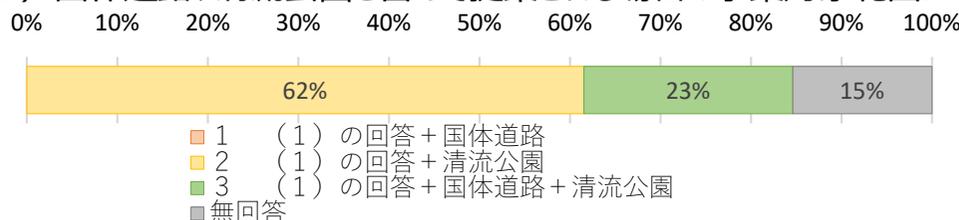
- 事業対象範囲について、賑わい空間については、賑わい空間全体(橋詰+橋梁)という意見が半数以上であった。
- 隣接する国体道路・清流公園の活用意向については、賑わい空間+清流公園の意見が半数以上であった。

### ■設問3 事業対象範囲について

(1) 春吉橋賑わい空間における事業対象範囲について



(2) 国体道路、清流公園も含めて提案される場合の事業対象範囲について



### ■主な意見・提案

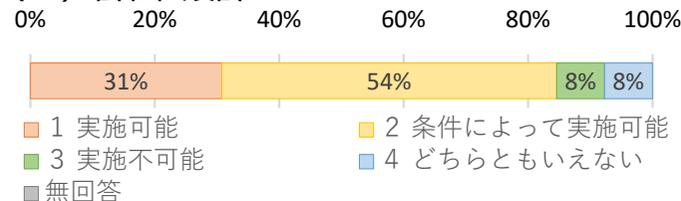
対象範囲	主な意見・提案
賑わい空間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見の多くは、橋詰部分+橋梁部分の一体的な活用意向</li> <li>賑わい空間の一部の利活用意向として、移動コンテンツ等に対応した予約制駐車場を橋詰に展開</li> </ul>
国体道路の活用意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>国体道路は歩行者優先の空間とし、小規模モビリティを展開</li> </ul>
清流公園の活用意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>清流公園をイベント会場として活用し、賑わい空間との人の往来を創出</li> <li>清流公園には集客施設を整備し、キャナルシティからの集客を周辺に波及させたい</li> </ul>
賑わい空間+国体道路+清流公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>国体道路歩道や清流公園にテナ店舗を設置</li> <li>国体道路、清流公園含めた一体的な照明デザイン</li> </ul>

## 8. サウンディング型市場調査結果(意見・提案の概要)

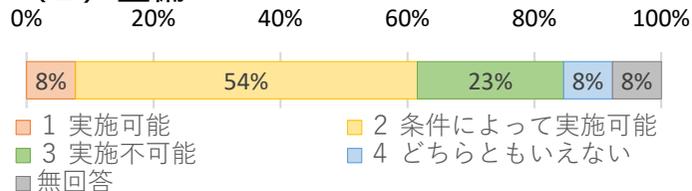
- 実施可能な事業内容については、賑わい空間の計画・整備から運営まで関与できるという意見と、部分的な関与(整備のみ、イベント企画のみ等)であれば可能という意見の双方があった。
- 事業期間としては、投資回収を考慮すると10年以上が望ましいとの意見があった。

### ■設問4 実施可能な事業内容について

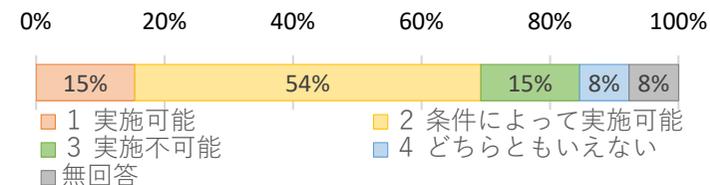
#### (1) 計画・設計



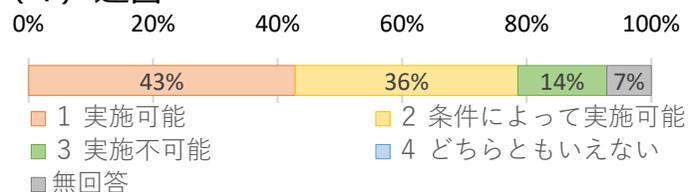
#### (2) 整備



#### (3) 維持管理



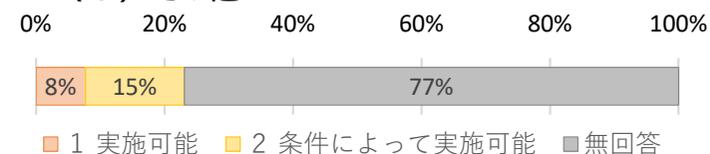
#### (4) 運営



#### (5) 運営事業者以外の空間の使用



#### (6) その他



### ■主な意見・提案

#### 主な意見

#### 全体事業への関与について

- イベント等の企画・運営等やそれらに必要な工作物の設置等は可能
- 計画から運営含め、空間全体のプロデュースは可能だが、事業によって損失を負わないことが前提となる

#### 計画・設計・整備について

- 出店料、イベント料等の収益のみで整備費（投資）を回収していくのは難しいのではないかと
- 電源・給排水等のインフラやベンチ、緑化は公共側での整備を希望

#### 維持管理・運営について

- イベント等の企画・運営であれば可能
- 維持管理は公共側から委託料の支払いが望ましい

#### その他

- 投資回収として、10年～20年の事業期間は必要

## 8. サウンディング型市場調査結果(意見・提案の概要)

- 本事業へ参加する場合に想定される実施体制については、地元企業との共同体を組成しての参加や、産学官との連携など、様々な参加形態の意見があった。

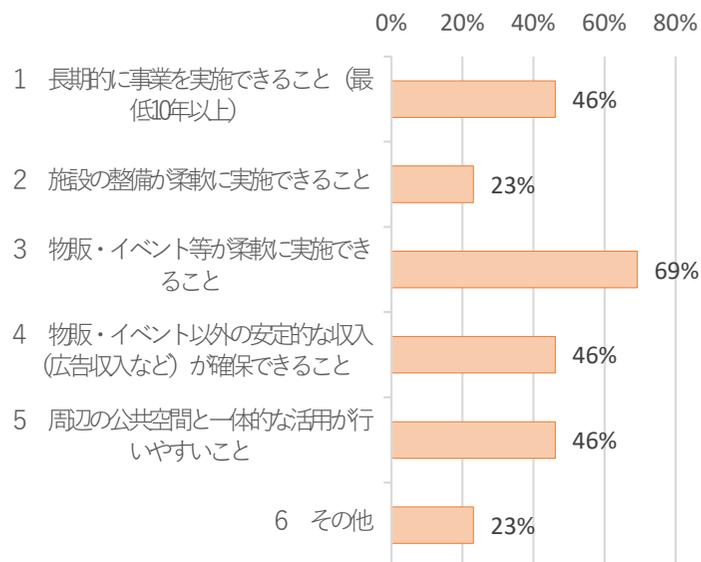
設問	主な意見・提案
<b>設問 5</b> <b>本事業の参加にあつての体制について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業との共同体を組成してイベント企画・実施等</li> <li>キッチンカー等の移動コンテンツについて、地元含め登録事業者と連携しての参加</li> <li>エリアマネジメント団体による運営が望ましい</li> <li>産官学民で連携して取り組むことを想定</li> </ul>

## 8. サウンディング型市場調査結果(意見・提案の概要)

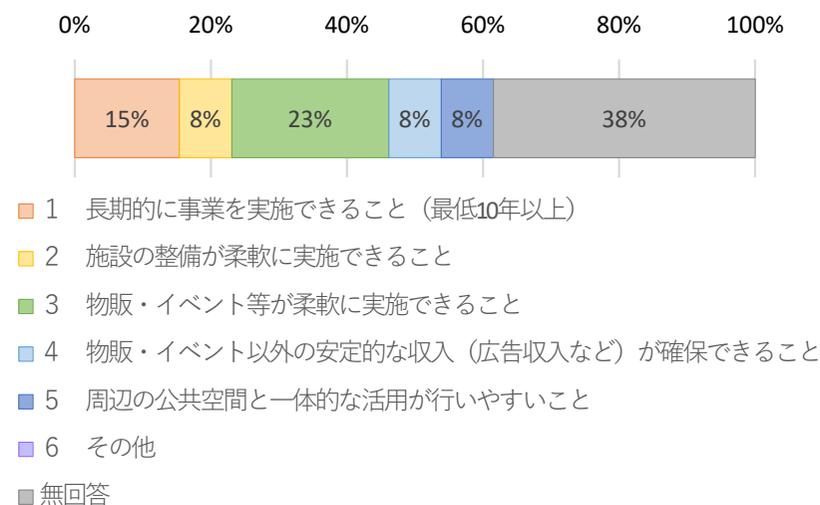
- 賑わい空間の位置づけは、道路、都市公園等と現時点で未定であるが、事業実施にあたっては、「物販・イベント等の実施の柔軟性」、「長期的な事業実施」、「物販・イベント以外の安定的な収入」、「周辺の公共空間との一体的な活用」を重視するという意見がみられた。

### ■設問6 賑わい空間の位置づけについて

(1) 事業実施にあたり重視する事項（複数回答可）



(2) (1)のうち、最も重視する事項



### ■主な意見・提案

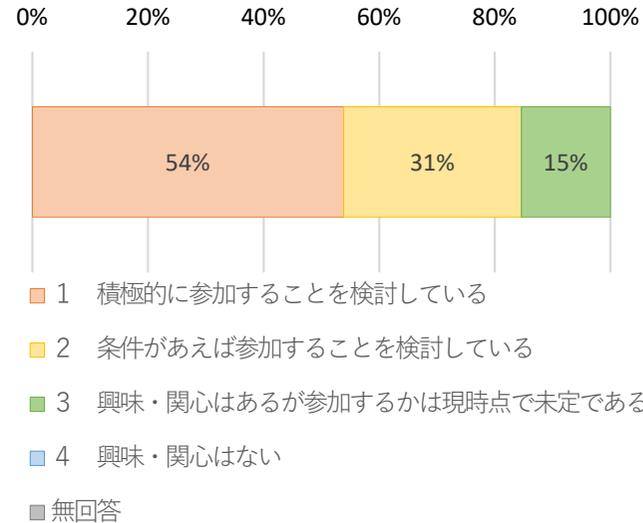
#### 主な意見

- 占用料、使用料等の担保のため、物販・イベント等が柔軟に実施できること、イベント収入以外の安定的な収入があること等が特に重要
- 周辺の公共空間との一体的な活用により、キャナルシティを含めて、連続的な空間を形成することで回遊性を高めるイメージ
- 柔軟な事業実施が可能な位置づけ・運用が望ましい

## 8. サウンディング型市場調査結果(意見・提案の概要)

- 現時点での、本事業への関心度合いについては、「積極的に参加することを検討」が半数以上の回答となった。
- 「条件があえば参加を検討」、「現時点で未定」の回答理由としては、コロナ禍を経て、生活様式等も大きく変化する中で、事業の重要度と、それに伴う新規の投資を慎重に検討する必要があるため、等の回答があった。

### ■設問7. 関心度合いについて



### ■設問8. その他の自由意見

#### 主な意見

- 夜の場合、アルコール提供なしでの収益確保は難しいと想定
- キッチンカー等の移動コンテンツを時間帯で入れ替えて配車し、ニーズに応じたサービスを提供
- 地域との共存・共栄のためには、地域の理解を得る取り組みと、テーマ性を持った事業であることが必要
- 収益性を考えると、常設施設の設置が望ましい。橋上が困難であれば、橋詰などで実施したい
- コロナ禍を踏まえ、敷地の占用料／使用料等について、弾力的な運用を希望
- 検討の際には、社内の体制を整えたり、検討費用を予算化する等の対応が必要になるため、スケジュールは事前に開示していただいたほうが取り組みやすい

## 9. 調査結果を踏まえた賑わい空間の方向性(案)

### 周辺まちづくり団体等の主な意見

- コロナ禍においても、賑わい空間に対するイメージや価値観は変化なし
- イベント時だけではなく、日常的に市民も活用する、恒常的な公共空間
- 既存の周辺飲食店等との共存・共栄が必要

### 民間事業者等の主な意見

- 橋上に常設物の設置が困難なこと、またコロナ禍を踏まえ、仮設物×イベントの組み合わせなど、柔軟性のある使い方の提案
- イベント等以外の安定的な収入源があることを重視
- 清流公園、国体道路歩道空間といった、周辺公共空間との一体活用の意向



### 賑わい空間の方向性【案】

#### 運用面での持続性・柔軟性

平成27年度技術研究会提言の5つのテーマ踏まえつつ、コロナ禍による社会環境の変化を契機とし、**ポストコロナでの「賑わい空間」のあり方として、持続性・柔軟性のある空間**

#### 周辺との一体性・連続性

福博の結節点としてのポテンシャルを活かして賑わいを創出しつつ、その効果を地域に波及させるため、**国体道路・清流公園との一体性・連続性が感じられるような、エリア全体の回遊を促す空間**

#### 地域との共存・共栄

賑わい創出・回遊促進という観点から、地域を支え、また支えられる場所であり続けるために、**周辺地域の飲食施設等と共存・共栄し、活力ある都市の魅力を、ともに高め合う空間**

## 9. 調査結果を踏まえた賑わい空間の方向性(案)

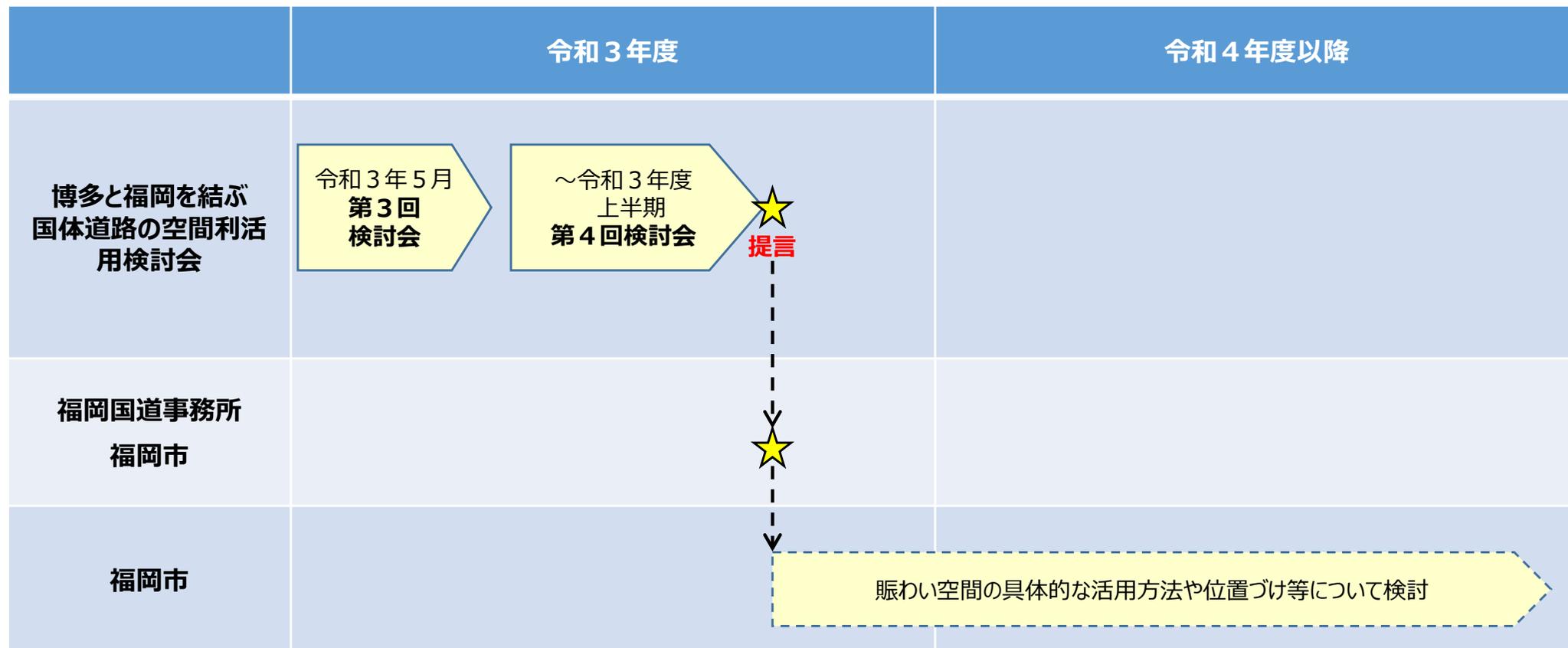
- 過年度までに整理した5つのテーマと方向性について、サウンディング調査の結果を踏まえ、賑わい空間の方向性(案)を下記に示す。

	結び付く (マグネット)	目で楽しむ (フォトジェニック)	心が躍る (エンターテインメント)	情に溢れる (ソウルフル)	巡り会う (バザール)
過年度までの整理(第2回検討会資料等)	<p><b>昼</b>：街歩きを誘発する磁場として、人々が集い、憩い、交わる空間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>街なかで憩い、安らげる休憩機能(ベンチ等)</li> </ul> <p><b>夜</b>：人々が夜景を楽しみ、集い、憩い、交わる空間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間景観を楽しめる場所への休憩機能(ベンチ等)</li> <li>夜間景観を楽しみながら飲食のできる空間</li> </ul>	<p><b>昼</b>：水辺景観と福岡の景色を楽しむ空間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>那珂川の水面と川沿いの自然や風景を眺められる視点場としての機能</li> </ul> <p><b>夜</b>：景観を楽しむとともに、橋そのものが中洲の代表景を引き立てる空間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中洲のネオン風景を眺められる視点場としての機能</li> <li>あわせて春吉橋及び賑わい空間そのものが景観を引き立てるよう、デザインやライトアップ等で空間を演出</li> </ul>	<p><b>昼・夜</b>：賑わいを生み出す核となる、多様なイベントが開催される空間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中洲や屋台といった地域性を活かしたイベントの開催</li> <li>夜は来訪者のナイトライフを充実させ、地域経済のさらなる活性化にも寄与</li> </ul>	<p><b>昼・夜</b>：人間くささや界隈性にあふれる中洲や春吉の街への入り口として機能する空間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス乗降所等の交通結節機能</li> <li>来訪者の回遊を支援する観光案内機能</li> </ul>	<p>(H27年度の提言として)バザールの賑わいが年中たえない水上広場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の人々が様々な特産品を提供、新たなビジネスをアピールするなど、積極的な賑わいが年中絶えないバザールの空間としての機能</li> </ul>
サウンディング調査を踏まえ補完した、各テーマの内容(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>川沿いの憩いの空間</li> <li>国体道路・清流公園や周辺地区への人の流れを誘発する溜まり空間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賑わい空間そのものがシンボリックな外観をなす</li> <li>中洲の代表景を引き立てつつ、春吉橋自体が那珂川や清流公園と一体的に福岡の顔となる景色となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賑わい、交流を生み出す参加型イベントも実施できる広場</li> <li>朝、昼、夜のシーンに応じた日常的賑わい空間としての活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスやシェアサイクル等の交通結節機能を備え、春吉橋にくる、春吉橋から出発する人の福岡の玄関口として回遊を誘発する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動コンテンツ等を基調とし、テーマやコンテンツが時間や季節に応じて入れ替わり、絶えず話題性のある物販・イベントで賑わう</li> </ul>

# 10. 事業スケジュール(案)

- 検討会において、春吉橋賑わい空間の使われ方、望ましい導入機能、持続可能な運営、景観などについて、令和3年度上半期を目途に提言を取りまとめ、国及び福岡市に対して提言を行う予定である。
- 令和3年度下半期以降については、福岡市において、賑わい空間の具体的な活用方法や位置づけ等について検討を進めていく予定である。

■事業スケジュール（案） 注：現時点での想定であり、今後変更となる可能性があります。



# 11. 今後の賑わい空間のあり方検討方針(案)

